

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和8年8月14日受付分)

名称

特定非営利活動法人ひょうごグリーンスタッフ

縦覧期間

令和8年8月14日(金)から
令和8年8月28日(金)まで

特定非営利活動法人ひょうごグリーンスタッフ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ひょうごグリーンスタッフという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県小野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、北播磨及び周辺地域住民に対して、花と緑を活用した地域緑化活動、園芸による心身の癒しと健康増進、社会教育及び環境保全等に係る活動や講習会・セミナーの開催、指導者の育成、育苗・植栽管理の指導等を行うとともに、子どもをはじめとするあらゆる世代が花や植物に親しむ機会を提供する。これらの活動を通じて、花と緑を愛しみ育む人々の輪を広げ、地域住民と協働して花と緑による色と香りのまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 花と緑による講習・セミナー事業
- (2) 花苗等育苗・育種事業
- (3) 花壇等管理事業
- (4) 里山等の環境保全事業
- (5) 花や緑に関する普及・広報事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
 - (2) 監事 1人又は2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人又は2人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第 20 条 この法人は顧問を置くことができる。

(職員)

第 21 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）
その他新たなる義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 28 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 52 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面または電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の変更
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面ま

たは電磁的方法により、表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限り）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NP0 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

（細則）

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 藤本 さよ子
副理事長 井上 きくゑ

同 栗山 千恵子
理事 井上 紀子
同 小林 恵子
同 鈴木 和子
同 萩原 京子
同 藤川 宮野
同 藤本 和子
同 松井 好子
監事 太田 幸男
同 河合 尚子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 24 年 12 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 23 年 12 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正 会 員 入会金 1, 0 0 0 円
会 費 年額 1, 0 0 0 円
- (2) 賛助会員 入会金 0 円
会 費 一口 5 0 0 円

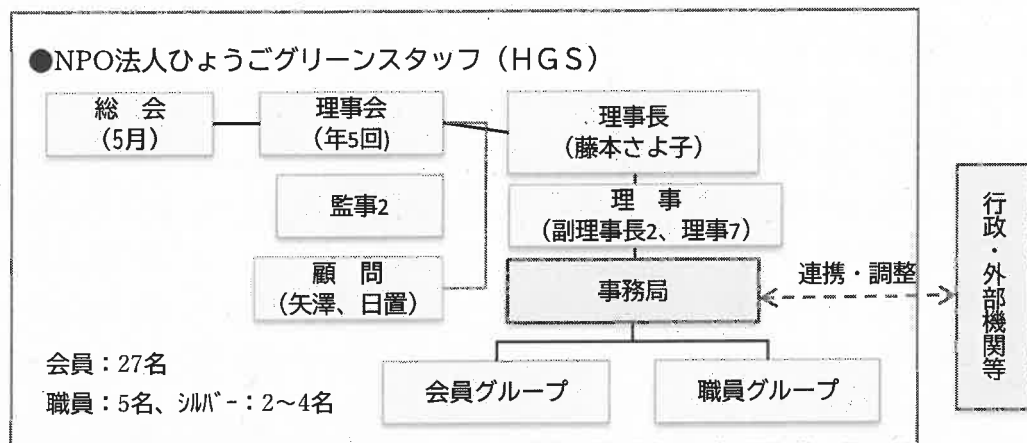
事業計画
令和8年4月1日から令和9年3月31日
特定非営利活動法人ひょうごグリーンスタッフ

1 基本方針

北播磨及び周辺地域住民に対して、花と緑を活用した地域緑化活動、園芸による心身の癒しと健康増進、社会教育及び環境保全等に係る活動や講習会・セミナーの開催、指導者の育成、育苗・植栽管理の指導等を行うとともに、子どもをはじめとするあらゆる世代が花や植物に親しむ機会を提供する。これらの活動を通じて、花と緑を愛し育む人々の輪を広げ、地域住民と協働して花と緑による色と香りのまちづくりを推進する。

2 組織体制

藤本理事長を筆頭とする理事10名(副理事2名・理事7名)および監事2名を含む正会員28名と、顧問2名(矢澤氏・日置氏)、職員5名(事務局を含む)で組織を構成します。事業は、講習会運営ほか民間組織や社会教育施設からの花壇受託管理を担う会員グループと、主に行政からの受託事業を担う職員グループの2体制で行います。顧問は主に事業への助言および講師業務を担います。事務局は法人運営に関する事務全般を担うとともに、行政をはじめとする外部機関との連携・調整を通じて、事業の発展と継続を図ります。それぞれが役割を果たし、連携・協力し、色と香りのまちづくりの実現を目指します。



3 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	具体的な事業内容	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び 予定人数	収益見込 (円)
(1) 花と緑による講習・セミナー事業	①自主開催 独自に企画・開催する講座やセミナー	花あそび講習会	通年(月2回以上)	ひまわりの丘公園	参加者300人程度	660,000
	②受注開催 団体・企業・学校等からの依頼に応じ、ニーズに合わせた講習や技術指導	植栽指導、年末寄せ植え教室	6月、11月	コミュニティセンター、自治会館等	参加者100人程度	154,000
	③受託開催 行政等からの委託による講習・セミナーの企画・運営	おのガーデニングマイスター講座、夏休み体験教室、フラワーフェスタ園芸教室、特別講座	通年(月1回以上)	ひまわりの丘公園、うるおい交流館エクラ	参加者300人程度	6,820,000

(2)花苗等育苗・育種事業	①受託育苗・育種 行政や団体等からの委託による発注仕様に基づく育苗・育種	植栽苗・配布苗の生産計画の策定から生産・出荷管理、計画段階における花壇デザインの実施、生産期にご協力いただくボランティアへの技術指導	4～6月、8月～11月、3月	ひまわりの丘公園花の拠点アペロ	地域住民および各公共施設利用者	14,140,000
	②自主育苗・育種 花と緑による講習・セミナー事業やイベント等で活用(販売を含む)ができる花苗の自主生産・管理	ヤマアジサイ、クリスマスローズ、球根植物、一年草等の育苗・育種	通年	ひまわりの丘公園花の拠点アペロ	講習会やイベント参加者(1,000人程度)	220,000
(3)花壇等管理事業	①公共施設等の日常管理	灌水、除草、剪定、病害虫防除等の日常管理、年2回以上の花苗の植替え、ボランティアの技術指導	通年	うるおい交流館エクラ、図書館北広場、図書館南駐車場花壇、市境景観(ポケットパーク)、大池総合公園市民広場ローズガーデン、小野市役所	地域住民及び施設利用者	9,275,000
	②花の拠点アペロの施設管理	巡回点検、除草、清掃、花壇灌水作業及び小規模な修繕・補修	通年	ひまわりの丘公園花の拠点アペロ	活動ボランティアおよび公園利用者	999,000
	③花壇の緑化企画・施工	緑化企画から施行、日常管理に関する助言や技術指導	毎月1回	ひまわりの丘公園、介護施設等	施設利用者	1,403,000
(4)里山等の環境保全事業	①里山アジサイ再生活動	現状調査、花殻摘み指導、枯れ枝指導、移植	6月、7月、12月、3月	浄土寺裏山	来場者1.5万人程度	0

(5)花や緑に関する普及・広報事業	①イベントへの参加	各種イベントの企画・開催及び外部イベントにて展示や花苗等の販売および子ども向けの体験コーナーなど、世代を問わず花や植物に触れる機会を提供。夏まつり等の地域イベントにはボランティアとして運営に参加	7月～2月	うるおい交流館エクラ、ひまわりの丘公園	来場者10万人程度	2,640,000
	②各種イベント会場の緑化企画(ディスプレイ)	花や緑を活用したディスプレイを制作	通年	うるおい交流館エクラ、コミュニティセンター	来場者10万人程度	93,000
	③情報提供活動	事務所の展示販売スペースの貸し出しや情報資料を配架し、来訪者が自由に入手できる環境を整える	11～3月	事務所内	来訪者100人程度	25,000

4 事業実施体制

会議に関する事項

① 総会

実施時期 通常総会 5月頃

② 理事会

実施時期 第1回(5月8日金)、第2回(8月17日月)、第3回(10月23日金)、第4回(12月11日金)、第5回(3月5日金)/年5回

③ 意見交換会

実施時期 第1回(9月5日土)、第2回(12月26日土)、第3回(3月20日土)/年3回

会 員

正会員数 27 名

顧 問

矢澤 秀成 氏 日置 佳代子 氏

関連団体

小野市役所
公益財団法人小野市都市施設管理協会
NPO法人北播磨市民活動支援センター
おのガーデニングボランティア
ONORローズ

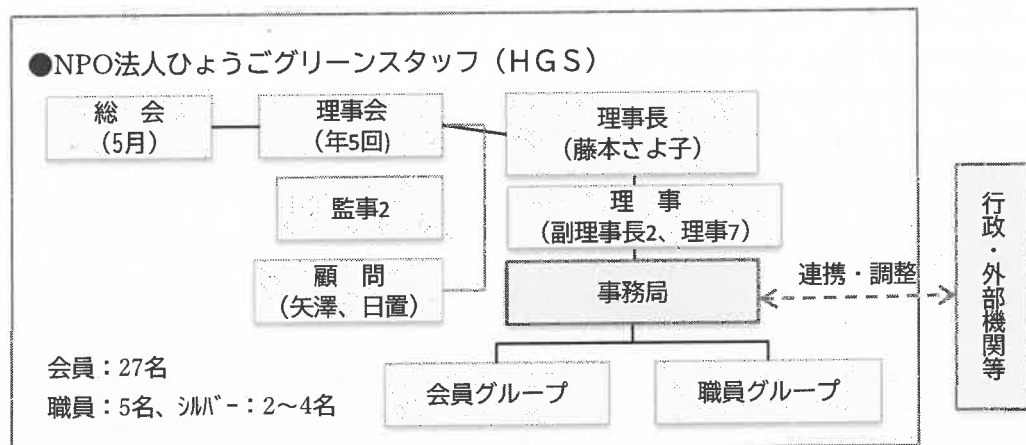
事業計画
令和9年4月1日から令和10年3月31日
特定非営利活動法人ひょうごグリーンスタッフ

1 基本方針

北播磨及び周辺地域住民に対して、花と緑を活用した地域緑化活動、園芸による心身の癒しと健康増進、社会教育及び環境保全等に係る活動や講習会・セミナーの開催、指導者の育成、育苗・植栽管理の指導等を行うとともに、子どもをはじめとするあらゆる世代が花や植物に親しむ機会を提供する。これらの活動を通じて、花と緑を愛し育む人々の輪を広げ、地域住民と協働して花と緑による色と香りのまちづくりを推進する。

2 組織体制

藤本理事長を筆頭とする理事10名（副理事2名・理事7名）および監事2名を含む正会員28名と、顧問2名（矢澤氏・日置氏）、職員5名（事務局を含む）で組織を構成します。事業は、講習会運営ほか民間組織や社会教育施設からの花壇受託管理を担う会員グループと、主に行政からの受託事業を担う職員グループの2体制で行います。顧問は主に事業への助言および講師業務を担います。事務局は法人運営に関する事務全般を担うとともに、行政をはじめとする外部機関との連携・調整を通じて、事業の発展と継続を図ります。それぞれが役割を果たし、連携・協力し、色と香りのまちづくりの実現を目指します。



3 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	具体的な事業内容	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込(円)
(1) 花と緑による講習・セミナー事業	①自主開催 独自に企画・開催する講座やセミナー	花あそび講習会	通年(月2回以上)	ひまわりの丘公園	参加者300人程度	715,000
	②受注開催 団体・企業・学校等からの依頼に応じ、ニーズに合わせた講習や技術指導	植栽指導、年末寄せ植え教室	6月、11月	コミュニティセンター、自治会館等	参加者100人程度	165,000
	③受託開催 行政等からの委託による講習・セミナーの企画・運営	おのガーデニングマイスター講座、夏休み体験教室、フラワーフェスタ園芸教室、特別講座	通年(月1回以上)	ひまわりの丘公園、うるおい交流館エクラ	参加者300人程度	6,620,000

(2)花苗等育苗・育種事業	①受託育苗・育種 行政や団体等からの委託による発注仕様に基づく育苗・育種	植栽苗・配布苗の生産計画の策定から生産・出荷管理、計画段階における花壇デザインの作成、生産期にご協力いただくボランティアへの技術指導	4～6月、8月～11月、3月	ひまわりの丘公園花の拠点アペロ	地域住民および各公共施設利用者	14,190,000
	②自主育苗・育種 花と緑による講習・セミナー事業やイベント等で活用(販売を含む)ができる花苗の自主生産・管理	ヤマアジサイ、クリスマスローズ、球根植物、一年草等の育苗・育種	通年	ひまわりの丘公園花の拠点アペロ	講習会やイベント参加者(1,000人程度)	275,000
(3)花壇等管理事業	①公共施設等の日常管理	灌水、除草、剪定、病害虫防除等の日常管理、年2回以上の花苗の植替え、ボランティアの技術指導	通年	うるおい交流館エクラ、図書館北広場、図書館南駐車場花壇、市境景観(ポケットパーク)、大池総合公園市民広場ローズガーデン、小野市役所	地域住民及び施設利用者	9,319,900
	②花の拠点アペロの施設管理	巡回点検、除草、清掃、花壇灌水作業及び小規模な修繕・補修	通年	ひまわりの丘公園花の拠点アペロ	活動ボランティアおよび公園利用者	1,001,000
	③花壇の緑化企画・施工	緑化企画から施行、日常管理に関する助言や技術指導	毎月1回	ひまわりの丘公園、介護施設等	施設利用者	1,370,000
(4)里山等の環境保全事業	①里山アジサイ再生活動	現状調査、花殻摘み指導、枯れ枝指導、移植	6月、7月、12月、3月	浄土寺裏山	来場者1.5万人程度	550,000

(5)花や緑に関する普及・広報事業	①イベントへの参加	各種イベントの企画・開催及び外部イベントにて展示や花苗等の販売および子ども向けの体験コーナーなど、世代を問わず花や植物に触れる機会を提供。夏まつり等の地域イベントにはボランティアとして運営に参加	7月～2月	うるおい交流館エクラ、ひまわりの丘公園	来場者10万人程度	2,640,000
	②各種イベント会場の緑化企画(ディスプレイ)	花や緑を活用したディスプレイを制作	通年	うるおい交流館エクラ、コミュニティセンター	来場者10万人程度	93,500
	③情報提供活動	事務所の展示販売スペースの貸し出しや情報資料を配架し、来訪者が自由に入手できる環境を整える	11～3月	事務所内	来訪者100人程度	40,000

4 事業実施体制

会議に関する事項

① 総会

実施時期 通常総会 5月頃

② 理事会

実施時期 第1回(4月)、第2回(5月)、第3回(8月)、第4回(10月)、第5回(12月)、第6回(3月)/年6回

③ 意見交換会

実施時期 第1回(9月)、第2回(12月)、第3回(3月)/年3回

会 員

正会員数 27 名

顧 問

矢澤 秀成 氏 日置 佳代子 氏

関連団体

小野市役所
公益財団法人小野市都市施設管理協会
NPO法人北播磨市民活動支援センター
おのガーデニングボランティア
ONOローズ

活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人ひょうごグリーンスタッフ
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	28,000	0	28,000
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取補助金	0	0	0
4. 事業収益			
花と緑による講習・セミナー事業	7,634,000	0	7,634,000
花苗等育苗・育種事業	14,360,000	0	14,360,000
花壇等管理事業	11,677,000	0	11,677,000
里山等の環境保全事業	0	0	0
花や緑に関する普及・広報事業	2,758,000	0	2,758,000
5. その他収益			
受取利息	25,000	0	25,000
雑収入	15,000	0	15,000
経常収益計	36,497,000	0	36,497,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 売上原価			
期首棚卸高	265,000	0	265,000
原材料費	3,800,000	0	3,800,000
商品仕入高	630,000	0	630,000
期末棚卸高 △	265,000	0	265,000
売上原価	4,430,000	0	4,430,000
(2) 人件費			
給与	9,497,300	0	9,497,300
賞与	2,654,000	0	2,654,000
臨時雇賃金	50,000	0	50,000
ボランティア謝金	1,200,000	0	1,200,000
法定福利費	1,451,700	0	1,451,700
福利厚生費	30,000	0	30,000
通勤費	530,000	0	530,000
人件費計	15,413,000	0	15,413,000
(3) その他経費			
研修費		0	0
消耗品費	330,000	0	330,000
修繕費	140,000	0	140,000
器具備品費	150,000	0	150,000
旅費交通費	0	0	0
広告宣伝費	0	0	0
車両費	200,000	0	200,000
水道光熱費	430,000	0	430,000
通信運搬費	0	0	0
業務委託費	4,624,000	0	4,624,000
支払手数料			
顧問料	5,205,000	0	5,205,000
事務手数料	0	0	0
販売代行手数料	0	0	0
その他経費計	11,079,000	0	11,079,000
事業費計	30,922,000	0	30,922,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与	922,000	0	922,000
賞与	0	0	0
ボランティア謝金	100,000	0	100,000
法定福利費	143,000	0	143,000
福利厚生費	223,000	0	223,000
通勤費	30,000	0	30,000
人件費計	1,418,000	0	1,418,000
(2) その他経費			
研修費	200,000	0	200,000
会議費	15,000	0	15,000
諸会費	16,000	0	16,000
消耗品費	450,000	0	450,000
器具備品費	500,000	0	500,000

減価償却費	167,380	0	167,380
旅費交通費	120,000	0	120,000
広告宣伝費	270,000	0	270,000
水道光熱費	150,000	0	150,000
保険料	40,000	0	40,000
賃借料	216,000	0	216,000
通信運搬費	140,000	0	140,000
租税公課	1,510,000	0	1,510,000
支払手数料	260,000	0	260,000
雑費	2,000	0	2,000
その他経費計	4,056,380	0	4,056,380
管理費計	5,474,380	0	5,474,380
経常費用計	36,396,380	0	36,396,380
当期経常増減額	100,620	0	100,620
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
2. 過年度損益修正益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
1. 固定資産除却損	0	0	0
2. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額		0	0
税引前登記正味財産増減額	100,620	0	100,620
法人税等	94,710	0	94,710
当期正味財産増減額	5,910	0	5,910
前期繰越正味財産額			10,975,142
次期繰越正味財産額			10,981,052

活動予算書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
特定非営利活動法人ひょうごグリーンスタッフ
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	27,000	0	27,000
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取補助金	0	0	0
4. 事業収益			
花と緑による講習・セミナー事業	7,500,000	0	7,500,000
花苗等育苗・育種事業	14,465,000	0	14,465,000
花壇等管理事業	11,690,900	0	11,690,900
里山等の環境保全事業	550,000	0	550,000
花や緑に関する普及・広報事業	2,773,500	0	2,773,500
5. その他収益			
受取利息	26,000	0	26,000
雑収入	16,000	0	16,000
経常収益計	37,048,400	0	37,048,400
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 売上原価			
期首棚卸高	265,000	0	265,000
原材料費	3,750,000	0	3,750,000
商品仕入高	650,000	0	650,000
期末棚卸高 △	265,000	0	265,000
売上原価	4,400,000	0	4,400,000
(2) 人件費			
給与	9,274,000	0	9,274,000
賞与	2,900,000	0	2,900,000
臨時雇賃金	55,000	0	55,000
ボランティア謝金	1,250,000	0	1,250,000
法定福利費	1,957,200	0	1,957,200
福利厚生費	50,000	0	50,000
通勤費	554,000	0	554,000
人件費計	16,040,200	0	16,040,200
(3) その他経費			
研修費		0	0
消耗品費	350,000	0	350,000
修繕費	140,000	0	140,000
器具備品費	100,000	0	100,000
旅費交通費	0	0	0
広告宣伝費	0	0	0
車両費	220,000	0	220,000
水道光熱費	440,000	0	440,000
賃借料	0	0	0
通信運搬費	0	0	0
業務委託費	4,800,000	0	4,800,000
支払手数料			
顧問料	5,000,000	0	5,000,000
事務手数料	0	0	0
育種品種使用料	0	0	0
その他経費計	11,050,000	0	11,050,000
事業費計	31,490,200	0	31,490,200
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与	1,557,500	0	1,557,500
賞与	0	0	0
ボランティア謝金	120,000	0	120,000
法定福利費	238,000	0	238,000
福利厚生費	200,000	0	200,000
通勤費	50,000	0	50,000
人件費計	2,165,500	0	2,165,500
(2) その他経費			
研修費	140,000	0	140,000
会議費	15,000	0	15,000
諸会費	16,000	0	16,000
消耗品費	200,000	0	200,000

器具備品費	180,000	0	180,000
減価償却費	83,690	0	83,690
旅費交通費	120,000	0	120,000
広告宣伝費	270,000	0	270,000
水道光熱費	200,000	0	200,000
保険料	40,000	0	40,000
賃借料	272,000	0	272,000
通信運搬費	140,000	0	140,000
租税公課	1,350,000	0	1,350,000
支払手数料	260,000	0	260,000
雑費	5,000	0	5,000
その他経費計	3,291,690	0	3,291,690
管理費計	5,457,190	0	5,457,190
経常費用計	36,947,390	0	36,947,390
当期経常増減額	101,010	0	101,010
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
2. 過年度損益修正益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
1. 固定資産除却損	0	0	0
2. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額		0	0
税引前登記正味財産増減額	101,010	0	101,010
法人税等	95,000	0	95,000
当期正味財産増減額	6,010	0	6,010
前期繰越正味財産額			10,981,052
次期繰越正味財産額			10,987,062